

当医院からのご案内

◆ 当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

□ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算〔歯医DX〕

当医院では、マイナ保険証によるオンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。また、お会計の際、算定した区分・項目の名称や点数等詳細な内容が分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

□ 明細書発行体制等加算

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

□ 歯科初診料の注1に規定する基準〔歯初診〕

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、かつ抗菌薬の適正使用に関する研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

□ 歯科外来診療医療安全対策加算1〔外安全1〕

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時においては他の医療機関と連携するとともに、医療安全に係る十分な体制を整備しています。

連携先医療機関名（病院等含む）： 加納渡辺病院

電話番号： 058-272-2129

連携の方法等： 電話連絡

□ 歯科外来診療感染対策加算1〔外感染1〕

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

□ 歯科診療特別対応連携加算〔歯特連〕

安心して安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・救急蘇生セット

また、緊急時に円滑な対応ができるよう、他の医科医療機関及び歯科医療機関と連携しています。

連携先医療機関名（病院等含む）： 朝日大学医科歯科医療センター

電話番号： 058-329-1105

□ 歯科疾患管理料の注 12 に規定する特別管理加算〔特管〕

当医院では、障害者歯科治療に係る専門の知識と経験を有する歯科医師及び補助を行う歯科衛生士がおり、安全な治療を実施するために、下記の歯科を標榜する病院等と連携しているほか、障害者歯科治療を実施するための歯科用ユニット及び経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）を設置しています。

連携先医療機関名（病院等）： 岐阜大学医学部付属病院

電話番号： 058-230-6000

□ 口腔機能実地指導料〔口実地〕

口腔機能の低下、もしくは発達が芳しくない患者さんに対して、的確な指導等を行うための所定の研修を受講した歯科衛生士がおり、口腔機能に係る指導等を行うための体制を整備しています。

□ 歯科訪問診療料の注 16 に規定する基準〔歯訪診〕

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

□ CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー〔歯CAD〕

CAD／CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

□ クラウン・ブリッジ維持管理料〔補管〕

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

□ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ・Ⅱ〔歯外在ベⅠ・Ⅱ〕

産業界全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようするための取組を実施しています。

□ 歯科技工所ベースアップ支援料〔歯技ベ〕

当医院では、各種補綴物の製作等を連携する歯科技工所に委託しており、当該歯科技工所（士）の業務を後方から支援しています。

● 当医院は保険医療機関です。

● 個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、菌型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

● 通院困難な患者さんには、在宅訪問診療を行っています。

● 診療の順番に関するお知らせ

当医院では、原則としてご予約・受付した順番で診療いたしますが、診療の内容によっては、順番を調整する場合がございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

● 新しい義歯(取り外しできる入れ歯)を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、特別な場合を除いて、前回製作時より6カ月以上を経過していなければできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

● 当医院では診療情報の文書提供に努めています。

● 先発医薬品の処方をご希望された場合の自己負担の仕組みについて

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

岐阜県口腔保健センター—障害者歯科診療所

管理者：橋本 岳英